

第 7 0 号議案

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改める必要がある。

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

中野区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年中野区条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する
免許状を有する者

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、中野
区長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。